

徳島市CO₂削減チャレンジ事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出削減につながる活動に積極的に取り組む学校・企業・団体等の事業所を「徳島市CO₂削減チャレンジ事業所」(以下「チャレンジ事業所」という。)として認定し、広く市民に周知することにより事業所における温室効果ガスの排出削減につながる活動を推進し、もって脱炭素社会の実現につなげることを目的とする。

(対象事業所)

第2条 チャレンジ事業所として認定の対象となる事業所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 徳島市内に所在する事業所であること。(支店、営業所等を含む。)
- (2) 徳島市暴力団排除条例(令和元年徳島市条例第25号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する事業所でないこと。

(対象となる取組み)

第3条 CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出削減につながると認められる次の取組みを幅広く対象とする。

- (1) 再エネ設備や省エネ設備等の導入
- (2) 脱炭素に資する製品、サービス等の開発
- (3) 脱炭素経営の推進
- (4) その他、事業所で実践する脱炭素につながる取組

(認定の申請)

第4条 チャレンジ事業所の認定を受けようとするときは、「徳島市CO₂削減チャレンジ事業所認定(新規・更新)申請書」(様式第1号)(以下「申請書」という。)に「CO₂削減に関する取組チェックシート」(以下「チェックシート」という。)と「CO₂削減チャレンジ宣言書」(様式第2号)(以下「宣言書」という。)を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(認定)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定基準を満たしていると認めるときは、チャレンジ事業所を認定するものとする。

- 2 前項の認定基準は、チェックシートの評価点の合計が20点以上であることとする。
- 3 市長は、第1項の審査に関し、必要があると認めるときは、事業所へのヒアリング及び現地調査等を行うことができる。

(認定証の交付)

第6条 市長は、前条の規定によりチャレンジ事業所を認定したときは、当該認定の申請

をした者に「徳島市CO₂削減チャレンジ事業所認定証」(様式第3号)(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

2 チャレンジ事業所は、自己の建物内に認定証を掲示し、及び「徳島市CO₂削減チャレンジ事業所」の名称を使用することができる。

(取組の報告)

第7条 チャレンジ事業所は、宣言書に基づき、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組み、取組状況を年1回、「徳島市CO₂削減チャレンジ事業所取組報告書」(様式第4号)(以下「報告書」という。)により市長に報告するものとする。

(表彰)

第8条 市長は、報告書の中でCO₂をはじめとする温室効果ガスの排出削減に貢献したチャレンジ事業所に対して、その努力を称えるため表彰をすることができる。

(認定の有効期間)

第9条 認定の有効期間は、認定日から2年間とする。

(チャレンジ事業所の周知)

第10条 市長は、チャレンジ事業所の名称、CO₂をはじめとする温室効果ガス排出削減に対する積極的な取組等について、ホームページへの掲載などを通じて広く周知するものとする。

(認定事項の変更及び辞退)

第11条 チャレンジ事業所は、名称、所在地、取組事項等に変更があったとき又は認定を辞退するときは、「徳島市CO₂削減チャレンジ事業所認定(変更・辞退)届」(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(認定の更新)

第12条 チャレンジ事業所は、認定の有効期間満了後も引き続き認定を受けようとするときは、認定期間内に更新の申請を行うものとする。

2 前項に規定する更新の申請は、認定の有効期間満了日の2ヶ月前から行うことができる。

3 第1項の認定の更新については、第4条から第6条までの規定を準用する。

(質問、報告等)

第13条 市長は、必要があると認められるときは、宣言書に基づく取組状況について、チャレンジ事業所に対し質問をし、報告を求めることができる。

(認定の取消等)

第14条 市長は、チャレンジ事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 第7条の規定による取組状況の報告をしないとき。
 - (3) 第11条の規定による認定の辞退の届出があったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法令違反その他チャレンジ事業所としてふさわしくない事由があると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、「徳島市CO2削減チャレンジ事業所認定取消通知書」（様式第6号）により通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により認定を取り消されたチャレンジ事業所は、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。
 - 4 第1項の規定による認定の取消しによりチャレンジ事業所が損失を被った場合、本市はその責任を負わないものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月10日から施行する。